

# 第6回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月21日(月) 13時30分～14時07分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (9人)

委 員	内 山 正 勝
	円 谷 兵 要
	松 崎 兵 一
	塩 田 善 大
	小 針 重 男
	石 塚 繁 男
	佐 藤 正 尉
	常 松 栄
	佐 藤 光 榮
農地利用最適化推進委員	大 須 賀 隆
	車 田 敏 和

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第3号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	黒 澤 伸 一
農業委員会書記	高 津 優

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理  
事務局長 これより令和3年第6回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
会長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。  
(会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと  
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。  
出席、本日の出席委員は9名、届出欠席委員は、ありません。よって天栄村  
農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立して  
おります。議事録署名委員の指名については 円谷 委員、 松崎 委員の両  
名にお願い致します。  
それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」  
の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていた  
だきます。

(13:39決定)

議長 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定につい  
て」の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (4ページ～5ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。7番委員よりご説明願います。

7番委員 15日■■■■さんには、お会いして、■■■■さんには電話で確認したと  
ころ、この内容で間違いございません。ご審議の程よろしくお願いいたしま  
す。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 ■■■■さんは、以前から申請がでていますが、他にも申請があがってくるものが  
想定されるのか。確認の意味も込めて質問いたします。

事務局 以前から行政書士等を通さずに自ら法務局へ足を運び手続きをしているた  
め、通常であれば、1回でまとめて所有している農地を3条申請で譲渡する  
のが一般的かと思います。今回で、所有している農地をすべて息子である■■■■

議長

■さんへ所有権の移転する形となります。

それでは他に、意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:46決定)

議長

続いて議案第2号「令和3年度農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(6～9ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。1番委員よりご説明願います。

1番委員

この件につきまして6月20日に双方へお会いし、確認したところ、こちらの内容で間違いのないことをご審議の程、よろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員

譲渡人が2名であり、譲受人が会社名義の譲渡人であり、賃借料が1件分のようなのですが、説明願います。

事務局

申請地について、2筆ですが、1筆が■さん所有箇所北側にあり国道に面しておりますが、ここは、払い下げで購入した土地です。南側の隣地が義父の■さんの土地です。今回は、この2筆一体で転用します。北側は、譲渡人兼譲受人の■さんであるので、賃借料を想定しておらず、■さんの分で申請している形になります。

議長

それでは他に、意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:53決定)

議長

続いて議案第3号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。No.1を事務局より説明願います。

事務局

(10ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員

双方へ6月20日に自宅訪問で確認したところ、こちらの内容で間違いのないことをご審議の程、よろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:57決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明を願います。

事務局 (10ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。本日欠席の大里東部・大里南部 地区 農地利用最適化推進委員に代わり、4番委員よりご説明願います。

4番委員 No.2の件について、6月16日に■■■■委員が双方へ電話にて確認した結果この内容で間違いございません。ご審議の程お願いします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:00決定)

議長 続いてNo.3について事務局より説明を願います。

事務局 (10ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 6月14日に確認しましたところ、この内容で間違いのないことです。ご審議願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。私から、「賃借料について、10aあたり60kgの1等米価格で設定」されていますが、この場合は、物納ではないですか。

事務局 一般的には、金銭のやりとりになります。近年、米価が下落しており、その時の時価によって若干、賃借料が変動しますという形をとっているそうです。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:03決定)

議長 続いてNo.4について事務局より説明を願います。

事務局 (10ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 No.4について、電話で双方へ確認しました所、内容に相違ありませんという事でしたので、ご審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:07決定)

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。


事務局長 閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理 以上を持ちまして、第6回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:07終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和3年7月20日

内山正勝 

岡谷要 

松嶋兵一 